

利用できる制度および多重・過重債務の
解決方法の理解②
—弁護士をどのように活用すればいいか—

平成29年6月7日

日本司法支援センター

第一事業部付

弁護士 馬場 真由子

弁護士 工藤 舞子

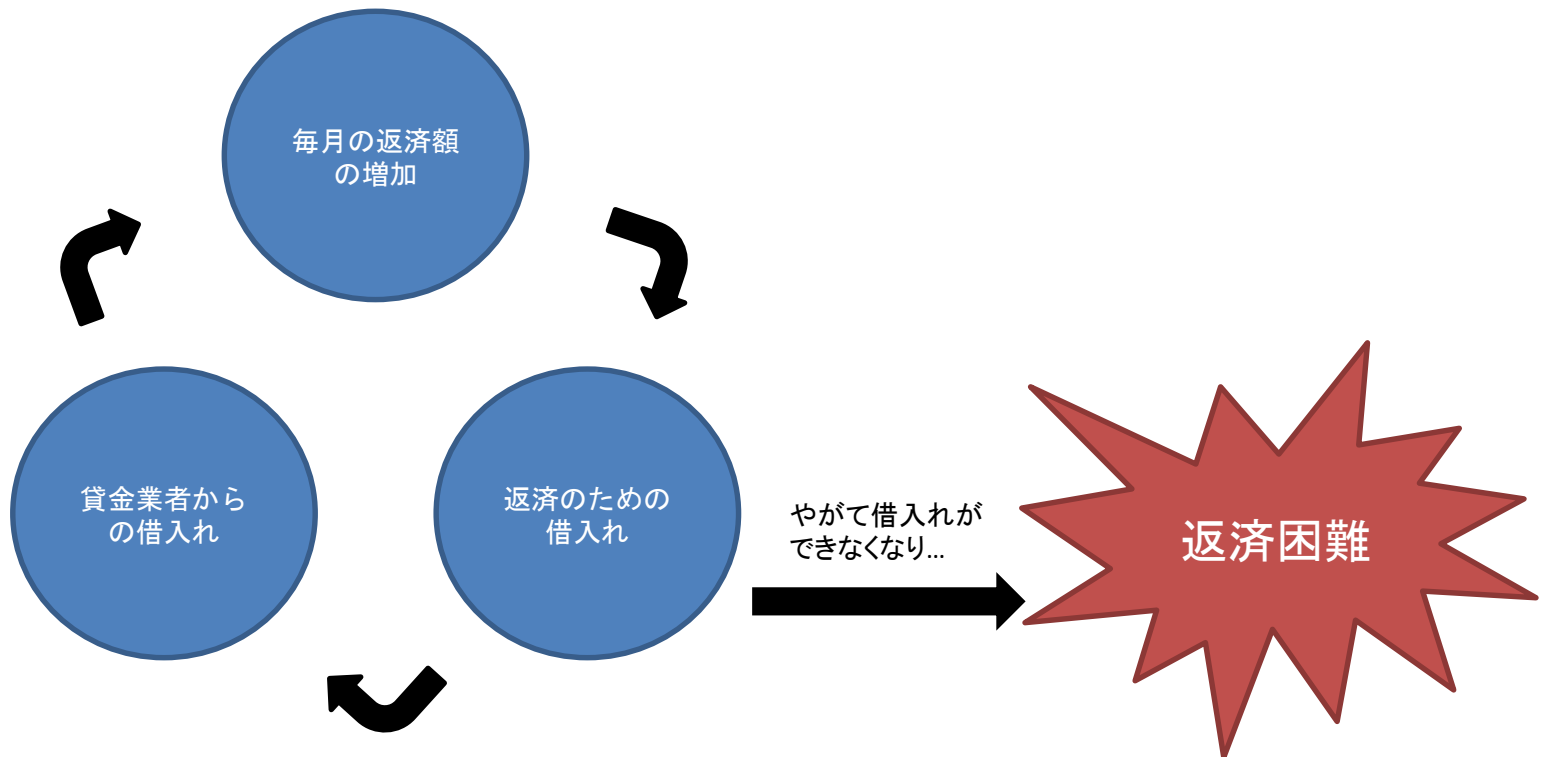
目次

- 第 1 「多重債務」とは何か
- 第 2 多重債務問題と弁護士に関わり方
- 第 3 法テラスや弁護士会の利用方法
- 第 4 相談員の皆様と弁護士との連携

多重債務が発生する仕組み

多重債務者とは、

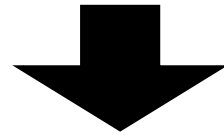
複数の貸金業者からの借入れにより、返済が困難となった人



相談者が多重債務者である場合

返済を続けていることで家計を圧迫していることが多い。

結果として、「家計の見直し」も困難に…



債務整理の手続が不可欠

債務整理の種類

- 任意整理
- 自己破産
- 個人再生
- 特定調停

法テラスの
簡易援助の
利用も

※それ以外の解決方法

- 消滅時効の援用

通常、借金の消滅時効の期間は5年間。ただし、相談者が「返済することを約束」したり、「実際に返済」したりすると、一旦進んだ時効期間がまた一からになってしまう。

『少しでも古そうな借金があれば、法律相談へ』

- 相続放棄

亡くなってから3か月以内に家庭裁判所に申請する必要あり。ただし、期間を過ぎてもなお申請が可能な場合もある。また、「親の財産を使う」などの行為をしてしまうと相続放棄をすることができなくなってしまう。

『相続した借金で悩んでいる場合は、法律相談へ』

- 実は過払いで債務ゼロ

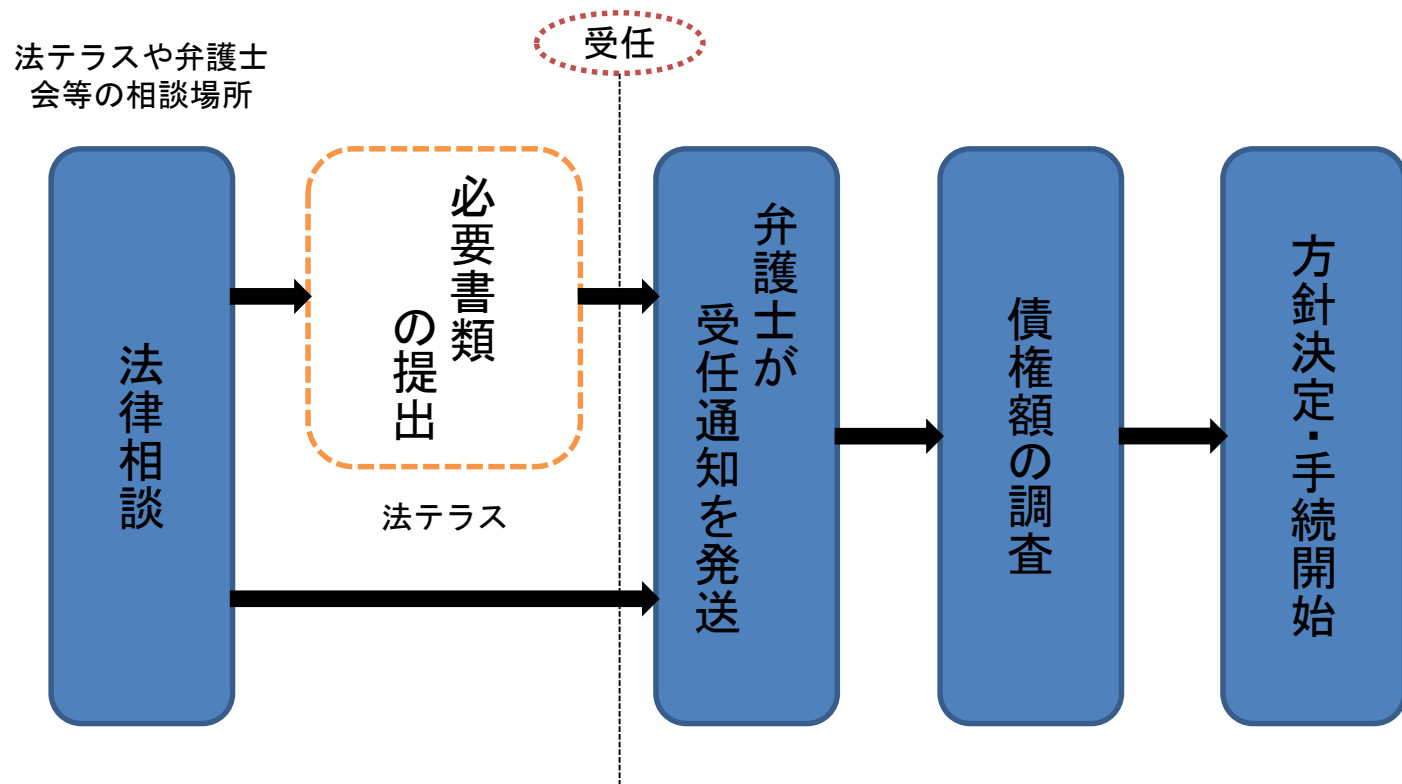
引き直し計算の結果、借金が無くなるだけでなく、過払金を貸金業者から取り戻せることも。ただし、業者の支払能力が無くなる前に、一刻も早く取立てを行う必要がある。

『借入れ・返済期間が長期の場合、直ちに法律相談へ』

計画的な返済が十分に見込まれるという場合を除いては、

**できるだけ早期に法律相談につないでいただく
ことで、利用できる解決方法の幅が広がります。**

債務整理の手順



法律相談

- ・ 法テラス、各弁護士会、自治体など様々な場所で法律相談が実施されている。
- ・ 債務整理の相談の場合、基本的には相談の場において受任に至ることが多い。

可能であれば、相談員の方も法律相談に立ち会っていただけるとありがたいです。

受任通知の発送

- ・ 通常、受任直後に、債権者に対して弁護士が受任したことを通知する。
- ・ 受任通知後は、債権者からの督促が原則止まる。
- ・ 受任通知後に、正当な理由なく債権者が直接本人に対して借金の返済を求めることは、法律で禁じられている。
- ・ 受任通知後に違法な取立て（闇金対応も）に対しては、弁護士が警告を発するなどの対応が可能。

債権額の調査

- ・ 債権者からの取引履歴の開示
通常、1～2か月程度の時間がかかる。

債権者からの督促が止まることで、相談者本人が安心してしまい気が緩んでしまうことも。返済をしなくてよいこの期間に、家計を管理するとともに、できる限り貯金することが大切です。

方針選択

自己破産	個人再生	特定調停	任意整理
<p>負債を ゼロにする手続 (=免責) *但し、未払い の税金は残る。</p>	<p>負債を圧縮して 返済する手続 (「100万円」か、 「負債の1/5」 のどちらか高い 方を返済)</p>	<p>裁判所の調停委 員に間に入って もらい業者と交 渉の上、返済額 を減らし、返済 期間を延ばす。</p>	<p>業者との交渉に よって返済額を 減らし、返済期 間を延ばす。</p>

※詳細は別紙1参照

法テラスの制度① —無料法律相談—

無料法律相談を受けられる場所

- ・ 法テラス事務所
- ・ 法テラスと契約している弁護士の事務所
- ・ 法テラスが指定する相談場所 など

- 資力基準等の要件を満たす必要 ※詳細は別紙2参照
- 一つの案件について3回までの無料相談が可能
- 高齢者・障害者に対しては、出張相談を実施している地域もあり

法テラスの制度② ー費用の立替えー

代理援助

(＝弁護士等に支払う費用を法テラスが立て替える制度)

→各地の法テラス地方事務所に申込みをする必要がある。

☆必要書類

- 本籍・世帯全員の記載がある住民票
- 収入を証明する書類（生保受給証明書、年金額の通知はがき、給与明細3か月分）
- 償還金引落口座登録届出用紙（届出印、通帳が必要）
- 債権者一覧表

法テラスの制度③ ー費用の目安ー

任意整理・ 特定調停事件	債権者数1～5社 ～13万3000円 6～10社 17万6200円 11～20社 20万2800円 21社～ 22万9400円 事件の性質上特に困難なものについては、+97200円まで増額の可能性あり。
自己破産事件	債権者数 1～10社 15万2600円 10～20社 17万4200円 21社～ 20万6600円 事件の性質上特に困難なものについては、+92057円まで増額の可能性あり。
民事再生手続	債権者数 1～10社 19万7000円 11～20社 21万8600円 21社～ 25万1000円 事件の性質上特に困難なものについては、+108000円まで増額の可能性あり。

★左記金額について、概ね3年以内での分割償還が原則。但し、猶予・免除制度あり。

★過払金を回収した場合、回収した過払金額の15%（交渉のみの場合）又は20%（訴訟提起した場合）を、別途報酬（税別）としてお支払いいただく必要があります。

弁護士会等の法律相談

- ・各地の弁護士会の法律相談センター等で行われている。
- ・債務整理の相談（クレサラ相談）は、多くの地域で無料で行われている。
- ・自治体での法律相談

法律相談は、法テラスの相談でも弁護士会等の相談でも、利用しやすい方を使ってください。法テラスと契約している弁護士等であれば、法テラスの代理援助制度を利用することは可能です。

法テラス・サポートダイヤル

法テラスの専門オペレーターが、お問合せ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。

お な や み な し
0 5 7 0 - 0 7 8 3 7 4

利用料：0円

通話料：固定電話からは全国一律3分8.5円（税別）

受付日時：平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

相談員の皆様にご協力いただきたいこと

(1) 弁護士関与前

- 情報収集（家計状況、相談者の事情、過去の大まかな借入返済歴等）
- 本人のケア（不安軽減、弁護士への心理的ハードルを下げること）
- 法律相談、特定調停の案内等適切な橋渡し

相談員の皆様にご協力いただきたいこと

(2) 債務整理相談後、手続中

- 本人のケア（弁護士との仲介、適切な判断をするための助言）
- 方針決定に当たっての判断資料収集
- 裁判所提出用の家計表・返済計画表作成
- 守秘義務へのご理解

相談員の皆様にご協力いただきたいこと

(3) 債務整理手続終了後

- 家計管理が定着しているかを継続的にチェック
- 積み残された問題がないかを確認
- 必要があれば再度の法律相談を本人に勧める